

色麻町議会決算認定審査全員特別委員会会議録（第1号）

令和6年9月11日（水曜日）午後2時52分開会

出席委員 10名

2番	高森すみえ君	3番	佐藤忍君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君

欠席委員 1番 工藤昭憲君 4番 小松栄喜君

欠員 なし

色麻町議会委員会条例第14条の規定により説明のため出席した者の職指名

副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	今野健君
教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食センター所長	今野和則君
生涯学習課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	山田誠一君

農業委員会事務局長 山崎長寿君  
代表監査委員 早坂仁一君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 遠藤洋君  
書記 大泉信也君

---

会議日程 第1号

- 日程第1 委員長の選挙  
日程第2 副委員長の選挙  
日程第3 認定第1号 令和5年度色麻町一般会計決算認定について  
日程第4 認定第2号 令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について  
日程第5 認定第3号 令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について  
日程第6 認定第4号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について  
日程第7 認定第5号 令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
日程第8 認定第6号 令和5年度色麻町介護保険特別会計決算認定について  
日程第9 認定第7号 令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について  
日程第10 認定第8号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について  
日程第11 認定第9号 令和5年度色麻町水道事業会計決算認定について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長の選挙  
日程第2 副委員長の選挙
- 

午後2時52分 開会

○議会事務局長（遠藤洋君） 事務局長より申し上げます。

直ちに決算認定審査全員特別委員会を招集いたします。決算認定審査全員特別委員会  
が招集されました。

委員長が互選されるまでの間は、色麻町議会委員会条例第5条の2第2項の規定により、出席委員の中で年長の委員が臨時委員長の職務を行うこととなっておりますので、山田康雄委員を御紹介いたします。山田康雄委員には臨時委員長席にお着きいただきたいと思います。

〔臨時委員長 山田康雄君 委員長席へ着席〕

- 臨時委員長（山田康雄君） ただいま御紹介をいただきました山田康雄でございます。  
委員会条例第5条の2第2項の規定により、臨時委員長の職務を行います。  
ただいまの出席委員は10名、欠席委員2名であります。定足数に達しておりますので、  
これより決算認定審査全員特別委員会を開会いたします。  
直ちに会議を開きます。  
本日の会議日程はお手元に配付したとおりであります。  
次に、委員会条例第14条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。  
職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。  
これより日程に入ります。

#### 日程第1 委員長の選挙

- 臨時委員長（山田康雄君） 日程第1、決算認定審査全員特別委員会委員長の選挙を行います。  
お諮りいたします。委員長の選挙は指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 臨時委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決しました。  
続いて、お諮りをいたします。指名の方法は臨時委員長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 臨時委員長（山田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長が指名することに決しました。  
それでは、決算委員長を指名いたします。  
決算委員長に西村義隆委員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 臨時委員長（山田康雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長に西村義隆委員が選任されました。  
特別委員長には委員長席にお着きを願います。  
これをもって臨時委員長の職務を終わります。御協力ありがとうございました。  
〔委員長 西村義隆君 委員長席へ着席〕
- 委員長（西村義隆君） ただいま皆様の御推選によりまして、委員長の席に着かせていただきます西村義隆でございます。これからの決算委員会を皆様の意向に沿うような形

でぜひ進めていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 日程第2 副委員長の選挙

○委員長（西村義隆君） それでは、日程第2、決算認定審査全員特別委員会副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選にしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村義隆君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決しました。

続ひてお諮りいたします。指名の方法は委員長が指名することにしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村義隆君） 御異議なしと認めます。よって、委員長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

副委員長に相原和洋委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村義隆君） 御異議なしと認めます。よって、副委員長に相原和洋委員が選任されました。

それでは、副委員長には御登壇の上、就任の御挨拶をお願ひいたします。

〔副委員長 相原和洋君 登壇〕

○副委員長（相原和洋君） ただいま委員長に御推挙いただき、副委員長を拝命しました相原でございます。委員長を精いっぱい支えつつ、令和5年度の決算をよりいいものにするため、議員諸公皆様には審議等をしっかりしていただき、よりよいものにしていただくことをお願ひ申し上げ、副委員長の挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村義隆君） ただいまから本特別委員会に付託されました令和5年度各種会計の決算審査を行います。

お諮りいたします。認定第1号令和5年度色麻町一般会計決算認定について、認定第2号令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、認定第3号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、認定第4号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第5号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第6号令和5年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、認定第7号令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、

認定第8号令和5年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について、認定第9号令和5年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上9会計の審査は会計ごとに行い、審査が全部終了した後、会計ごとに討論、採決としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（西村義隆君） 御異議なしと認めます。よって、審査は会計ごとに審査し、審査が全部終了した後、会計ごとに討論、採決することに決しました。

次に、審査の方法は、歳入歳出とも事項別明細書に従い、款、項、目ごとにページを追って審査を行い、歳入については歳出の際にも審査することができることにしたいと思います。また、同じ項の中で関連ある場合については、後ろの目についても一括して質疑ができることにしたいと思います。ただし、前の目に戻ることはできないこととします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（西村義隆君） 御異議なしと認めます。よって、審査の方法は、歳入歳出とも事項別明細書に従い、款、項、目ごとにページを追って審査を行い、歳入については歳出の際にも審査することができることとし、同じ項の中で関連がある場合は、後ろの目についても一括して質疑ができるが、前の目に戻ることはできないことに決しました。

委員長として、令和5年度各種会計の決算審査について改めて確認いたします。

決算審査でありますので、決算審査をする場合の着眼点として、予算が議決されたとおり適切に執行されたか、また、今後の行財政運営にどのような改善と工夫が必要かなどの観点に立った審査をお願いいたします。くれぐれも今年度・来年度の予算をどうするかという質疑にならないよう、お願いいたします。

また、質疑の回数については、同じ目で1人何回でも制限はありませんが、質疑は簡潔明瞭にし、現に議題となっている事件に対して疑問点をただしていただきたいと思います。また、質疑に際しては、自己の意見を述べることはできませんし、当然、議題外にわたる質疑・範囲を越える質疑もできませんので、この点につきまして委員長として確認をしておきます。

以上、お願い申し上げます。

これより日程に入ります。

### 日程第3 認定第1号 令和5年度色麻町一般会計決算認定について

- 委員長（西村義隆君） 日程第3、認定第1号令和5年度色麻町一般会計決算認定についてを議題といたします。

これより事項別明細書に従い、質疑を行います。

歳入から入ります。

48ページをお開きください。

それでは、歳入。

第1款町税第1項町民税1目個人。5番相原委員。

- 委員（相原和洋君） 質疑をさせていただくんですが、委員長、ここで1目の個人、2項の1目固定資産税、3目の1目種別割とあります。これ、併せての部分の質疑になる部分があるものですから、一緒にやらせてもらってよろしいものか。駄目。じゃあ、いいです。

じゃ、ここで個人の分。今回の予算措置見込みにおいて、今回の最終的決算。いいんだっけか。駄目なんですよ。個、節でね。はい。じゃ、1つずつやらせていただきます。

個人の部分についてです。当初予算の見込みにおいて、今年度決算として増額になっています。増額になった理由、まず初めにこれをお尋ねしておきたいと思います。

- 委員長（西村義隆君） 税務会計課長。
- 税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 個人町民税の、昨年と比べると上がっているかっていうことですよね。そちらの理由。当初から予算より調定のほうが上がっているということですよ。でありますけれども、当初予算を立てるときは、前の年度のその収入をベースとして、その95パーとかっていう感じで計算をしているので、収入のほうは、予算立てるときは前の年度、今、令和5年度の予算ですと、中身は令和4年度なんですけど、その前の令和3年度の年のをベースとして立てているので、その中で、結果的には確定申告をした結果の状況で上がっているのではないかとということがあります。

それで、一つの要因としましては、令和3年と令和4年では、米の価格が、たしか2,000幾ら上がったかと思うんですね。そういうこともありますので、実際に確定申告等々でしていただいた結果、当初の見積りの時期よりは、実際のほうが、収益のほうが上がっていたというような理由だと思われま。

以上です。

- 委員長（西村義隆君） 5番相原和洋委員。
- 委員（相原和洋君） 今、課長の答弁ですと、ひとつ農家の方、主幹産業の米価のアップがここにあるのではないかと。なるほど分かりました。

しからば、そういった部分で区分の滞納の部分として、これでいきますと、不能損益額というものがございます。これについて、失礼、収入未済額というのがあると思います。この部分、まず人数、この未済額、要はまだ払ってないというんでしょうかね。そういった方が今何名いるのか。ここに181万7,400円という数字があると思います。この件についてお尋ねしておきたいと思います。

- 委員長（西村義隆君） 税務会計課長。
- 税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 個人町民税の滞納繰越分の収入未済額181万7,400円の内訳です。全体としましては、こちら、令和5年度の収入未済額のこの滞納の繰越しの分なので、令和4年度分までのことなんですけれども、延べ人数で27人、実人数で18人となっております。

○委員長（西村義隆君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） しからばですね、町政のあゆみ59ページ、御参照ください。この中に滞納分という部分が出ています。課長の今の答弁を聞きますと、27名、実18名の方がここに当たられると。しからば、そういったことで、収納率というのがトナイ出ております。昨年もこの部分、気にはしてたんですけど、なかなか伸びない。この点について、どのようにして今後対策するのかなど。自分たちと分析を今回の結果を踏まえてなされているのか。検証なされたことがあるのであれば、対策も踏まえお答えいただければと思います。

○委員長（西村義隆君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 確かに滞納繰越分の収納率としては43.26%、ちょっと低めかなという感じにはなっております。

そうしますと決算書のほうですね、収入未済額の内訳のほう見ていただくと、年度別に収入未済の金額が右側、記載されてございます。そして、令和3年度の方ですね、ちょっとそちらだけ高くなっているということが、ちょっと目立つかなというふうに思うんですけども、こちらなんですけれども、税務署の指導により確定申告の修正をなさった方がおまして、数年分なされたんですけども、それは修正した年の分で課税が、申告を修正すると修正した内容によって町民税及び国保に入れば国民健康保険税のほうに変更になる可能性がございます。今回、この令和3年度突出してる分は、その方が修正申告をされたことによって、町県民税及び国保のところも見ていただくとちょっと分かるんですが、そちらも令和3年度で追徴となってしまいました。その分のこちらが、上がっておる原因になっております。

ただ、ほかの年度を見ていただきますと粛々と徴収もできております。ただ、この令和3年度に関しましては、ちょっと一気にというわけには、ちょっと両方で、2つの税でちょっと税額が高いものですから、きちんと税額を決めて様々納付していただいております。

ただ、こちらの方ですと、個人事業主ということもございましたので、修正、町民税が上がるということは所得税ももちろん上がっている、県税のほうの事業税も上がっているということで、すごくかなりの税額になっておりますので、ちょっとこちらのほうは、定期的に納めていただくということでやっておりますので、ちょっとその辺が解消されるまでは、多少ちょっと収納率のほうは、上がらないのではないかなというふうにはちょっと踏んでおります。

以上です。

○委員長（西村義隆君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 課長に聞こうという前に答弁いただきましたんでね、その部分も含め、ありがとうございます。

しからばですね、最終的にこの令和3年、ちょっと特化してる部分、これ平準化という言葉を使ってよろしいのかどうか、平準化。要は、ほかの年度を見ると大体5万円か

ら10万円くらい、この数字に落とし込むまで大体どのくらいの期間要しながら徴収を図るのでしょうかね。その点ちょっと聞いておこうかなと思います。

○委員長（西村義隆君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 令和3年度のほかの年度くらいに落ち着くのは、どのくらいかかるかということですよ。なかなか厳しいのかなとは思ってはいるんですが、目標ですと令和3年度から来ておりますので、ちょっと、そうですね、今納めていただいた分は、あと同じくらい、3年くらい頑張っていたいただいてもちょっと厳しいかなというところで、ちょっと、はい。（「了解」の声あり）

○委員長（西村義隆君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

2目法人。（「なし」の声あり）

2項固定資産税 1目固定資産税。6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 固定資産税のですね、収入未済、同じようなことを聞くんですけども、317万5,385円ありますが、この延べ人数と実際人数をお聞きします。

○委員長（西村義隆君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 滞納繰越の分の収入未済の人数ということですけども、総額で滞納繰越の分は317万5,385円の数なんですけれども、すいません、こちらのほう、延べ人数しかちょっと拾ってなくて申し訳ないです。延べ人数で86名になります。

それで、ちょっと実人数、よろしいですか。

○委員長（西村義隆君） 6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 収入未済額が三百何がしありまして、その延べ人数86名ということなんですけど、令和5年度、この方々にどのような対応したのかお聞きします。

○委員長（西村義隆君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） まずは、年3回催告書を送らせていただいております。その期別期別、年3回、すいません、ちょっとうろ覚えで、3回か4回だったんですけども、その調査時期で未納がある方、現年、過年含め、催告書を送らせていただいております。

あと、納めていただくという場合とかも訪問をしたりとか、電話もかかってくるとかその際に対応しまして、納付額の相談に応じたり、あとは所用で役場でお見かけしたときも忘れずに声がけをするようにということにさせていただいております。

以上です。

○委員長（西村義隆君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

2目国有資産等所在市町村交付金。（「なし」の声あり）

3項軽自動車税 1目種別割。（「なし」の声あり）

なければ進みます。

2目環境性能割。（「なし」の声あり）

4項町たばこ税1目町たばこ税。（「なし」の声あり）

5項入湯5税1目入湯税。（「なし」の声あり）

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税。（「なし」の声あり）

2項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税。（「なし」の声あり）

3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税。（「なし」の声あり）

第3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金。（「なし」の声あり）

第4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金。（「なし」の声あり）

第5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金。（「なし」の声あり）

第6款法人事業税交付金1項法人事業税交付金1目法人事業税交付金。（「なし」の声あり）

第7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金。（「なし」の声あり）

8款環境性能割交付金1項環境性能割交付金1目環境性能割交付金。（「なし」の声あり）

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金。（「なし」の声あり）

第10款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金。（「なし」の声あり）

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。（「なし」の声あり）

11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税。（「なし」の声あり）

12款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金1目交通安全対策特別交付金。（「なし」の声あり）

13款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金。（「なし」の声あり）

2目教育費負担金。（「なし」の声あり）

14款使用料及び手数料1項使用料、次のページ、開いてください。

1目総務使用料。（「なし」の声あり）

2目民生使用料。（「なし」の声あり）

3目農林水産業使用料。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 3目の農林水産業使用料につきまして、備考、こちらにおきまして一の沢肉用牛育成センター使用料27万7,640円、愛宕山公園使用料9万千何がし、この2つあります。これ、当初には見込んでいない。ただ、決算では見込んでる。その中で、一の沢の分につきまして、これを5年度でも4年度もたしか計上してたと思われるんですが、果たして予算で見込まず、決算でこのような形で出すことが適正なのかどうか。まず、そのあたりについてお尋ねをしておきたいと思います。

○委員長（西村義隆君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

令和5年度一の沢肉用牛育成センター使用料ということで、貸付けのほうですね、一の沢草地利用組合のほうに途中から、当初は申込みがなかったんですが、年度途中でですね、貸すことになりまして、使用料を27万7,640円を徴収したということでございます。

○委員長（西村義隆君） 5番相原和洋委員。ちょっと待ってください。どこなんだ。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長の答弁聞きますと、途中見込んでないからゆえに新たに出したから決算で出たんだという話じゃないですか。ただ、当初的にここには条例つけて、もともとやってやってたのではなかったなと思われま。しかもこれ、肉用育成センターの設置条例というものになっているのに草地組合に貸すというのは、条例上引っかかるものかと思われま。あくまで牧草としての利用で58年に施行しているものをそういう形で活用することが適正なのかどうか、そういった部分を含め、再度答弁を求めま。

○委員長（西村義隆君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

一の沢肉用牛育成センター設置条例がござい。運用については、令和2年度までは、指定管理ということで、放牧場利用組合のほうに指定管理ということでお貸しをしてたんですが、令和3年度から貸付けということで、指定管理をやめて町が管理を行うということで、令和3年度以降ですね、こういった貸付けというような形で運用しております。

以上でございます。

○委員長（西村義隆君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 条例の部分を適用しない。あくまで貸付け、一般指定管理を外したということの答弁に聞こえるんですが。しからば、この条例、このまま適用させるわけにいかないということになると思うんですよ。そうした際、この部分、条例の最後に別表第5条の放牧組合利用の部分が載ってて、そこでここで金額を決めてる。草地として貸すのであればそこに対しての金額、面積等々についてしっかりしたものがあるんじゃないかなと思われま。そういった部分を明記せず、貸して、この金額になった根拠、そういった部分は一体どういうことなのかを答弁を求めま。

○委員長（西村義隆君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） この貸付料使用料としては、別表第5条でですね、使用者の種別ということで、利用組合ということで記載をしているんですが、貸付けについてもこの金額をもって、令和5年度施行したというふうになります。設置条例はあるものの、指定管理もできるというような設置条例になっておりますので、令和3年度以降ですね、こういった形で貸付けを行っているという状況でございます。

- 委員長（西村義隆君） 5番相原和洋委員。
- 委員（相原和洋君） 貸付けをしているというのであれば、この面積等についてどのような形で面積を貸付けし、その面積当たり幾らの金額として設定をし、今回も27万七千何がしという数字になったのか。そのあたり、もう少し明確に答えていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。
- 委員長（西村義隆君） 農林課長。
- 農林課長（浅野 裕君） 牧草地の面積が28.3ヘクタールございまして、8,300円の単価にして、貸付けの面積ですが、28.3ヘクタールで、単価が8,800円、それに管理等もございまして、合わせて27万7,640円ということで積算のほうをしてございます。
- 委員長（西村義隆君） 相原和洋委員。
- 委員（相原和洋君） 今、課長の答弁聞きますと、28.3ヘクタール、面積については8,800円ということで聞いております。借りた方、酪農家の方だと思われます。草地として使って貸付けをしたと。しからば、この28.3ヘクタール全てに草地を植えたのかどうか。実際使用してる面積は、違うんではないかなと思うんですよ。その点、今の答弁を聞くと、28.3ヘクタール全てを使った金額として提示しているように思われます。果たしてそれでいいのかどうか、答弁を再度求めます。
- 委員長（西村義隆君） 農林課長。
- 農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。
- 採草をですね、4ヘクタール行っておりまして、それ以外、和牛の放牧を行ったということで、貸付けのほうを実施してございます。
- 委員長（西村義隆君） 5番相原和洋委員。
- 委員（相原和洋君） 貸付けしたのは、草地組合に貸付けしたんでしょうか、個人なんでしょうか。人数は何名なんでしょうか。今、放牧ということは、草地組合員の中に肉牛を飼ってる人もいるということで周知すればいいのかどうか、その点、もう少し分かりやすく答弁いただきたいんですが、いかがですか。
- 委員長（西村義隆君） 農林課長。
- 農林課長（浅野 裕君） お答えします。
- 組合のほうですね、一の沢草地利用組合ということで、採草のほうについては、組合の方が利用しまして、放牧のほうについては、組合のほうに和牛農家さんがお願いして放牧したというような状況でございます。
- 委員長（西村義隆君） 5番相原和洋委員。
- 委員（相原和洋君） 今の課長の答弁を聞きますと、草地組合のほうと貸付契約を結んだと。貸付けを組合のほうから、その放牧してる肉牛を持ってる方に貸出しをしたという答弁に聞こえるんで、そういうことでよろしいんですね。
- 委員長（西村義隆君） 農林課長。
- 農林課長（浅野 裕君） 貸付けしてございましたのは一の沢草地利用組合で、その組合のほうに和牛の生産の方が放牧をしたいというお願いがありまして、その方が組合の内

の方なのですが、利用したということで貸付けのほうは行ってございます。

○委員長（西村義隆君） よろしいですか。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） いや、あくまでも草地組合の方との貸付契約を結んだ。ただ、ここに一の沢の育成設置条例がある。こういった部分を加味すると、もう少しすっきりしたほうがいいんじゃないかなと思ってるんです、私は。使わないんだったら使わない。あくまでも一の沢の肉業センターの設置条例ですから。肉業であれば、小栗山にも平沢にもあるわけですよ、草地部分。そういった部分を加味するとどうなのかっていう問題があるんですよ。その点はどのように捉えて、今の貸付けという部分、一の沢だけやってんのか。平沢は平沢、小栗山は小栗山で多分やっていらっしゃるの、分かってるんですよ。そういった部分の、ここに条例が残ってるもんですから、これを基にして私たちは判断せざるを得ない。そういうところをどのように事業分析してんのかな。再度答弁を求めたいと思います。

○委員長（西村義隆君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 一の沢肉用牛育成センターということで、従来から肉用牛を、設置の当初はですね、これ、昭和58年当初ですね、これ、乳用牛を放牧をしておったんですが、疾病の関係でですね、途中で和牛のほうに切り替えたということで、肉用牛育成センターというふうになった経緯でございます。

今後ですね、この一の沢肉用牛センターについては、現在も一の沢草地利用組合のほうで利用している状況ですので、引き続き御要望があれば、お貸しのほうはしたいなと思っております。

あと平沢、小栗山の放牧場については、現在使用していないというような状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（西村義隆君） よろしいですか。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 今、課長の答弁を聞いて58年設置条例の話がされました。58年設置条例の設置条項についての説明文があるんですけども、私の手元に。委任関係、異動関係について、今回この部分、管理関係を含めての設置条例になっているという話です。管理というのは、管理センターの部分だろうと。委任関係について、そういった部分を含めての条例を今回放牧組合に対してやったということをつくられたと思ってるんですよ。そういう部分を加味するとどうなのかなと。当初の58年からずっと追ってきて、途中10回以上の改正をかけてきてるわけですから、その点をどう含んでいらっしゃるのかということ。使わないのであれば使わないでなくされたほうがいいんじゃないかなという気はしてるんです。そういった部分はどうなのか。あまりこういうのを置くと曖昧になってくる部分もありますし、もう少しすっきりしたほうがいいんじゃないかなということで聞いてるんですけど、そういった部分についてどうなのか、答弁を再度求めます。

○委員長（西村義隆君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 利用のほうについてですね、先ほど申し上げたんですが、一の沢の草地利用組合のほうから御要望があれば、引き続きお貸ししたいと考えております。

○委員長（西村義隆君） よろしいですか。愛宕山公園管理事務所長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えします。

愛宕山公園使用料9万1,740円につきまして、当初予算で計上がなくて、決算で計上されているというところがございますが、この愛宕山公園使用料に関しましては、公園内を使用すると、例えばですね、今年、令和5年の例ですと、シャクヤクまつり。シャクヤクまつりの際にですね、キッチンカーが公園内で利用しました。としますと、キッチンカー基本使用料ということで愛宕山公園条例の中で2,200円、1日2,200円という規定がございます。ということで、その当初から、そのシャクヤクまつりの開催の内容について、キッチンカーを呼んでという検討が、当初ではなされてなくてですね、実際はシャクヤクまつり開催に当たって、じゃあ今年はそのキッチンカーを呼んでみようということで、当初の段階では、この使用料は見込めなかったというところがございます。

今後ですね、例えば当初の段階で、一定程度の公園内での使用が見込めるといような場合には、当初予算計上、歳入計上も可能ではございますが、いかんせん、使用しないことにはですね、この使用料というのは発生してまいりませんので、基本的にはこのような形で決算をさせていただいてきているというふうに考えます。

○委員長（西村義隆君） 5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） あくまでも課長の答弁を聞きますと、計画の段階でまだ入ってなかったと。当初予算の段階では。ただ、実質時期になってこういった企画を立てたいがゆえにやったところ、これだけのキッチンカー、今来ていただいて、これだけの収入が上がりました。それは分かります。例えばこういう形でどうなのかなと。設定科目の位置づけという考え方として、科目設定とする部分と同じ感覚で1,000円とか、そういった形で載せるのも一つの手ではないのかなと。増やすの、落とすの簡単ですから、そういったことで、もうしておいてもよろしいのではないかなと。そういうやることによって今度意識づけが出るのではないかなと思われるんですが、そういった部分はどんなんでしょう、科の設定を考えて。

○委員長（西村義隆君） 愛宕山公園管理事務所長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおりですね、例えばその科目設定という考え方でございますと、例えばこの農業使用料に関しましては、この愛宕山公園使用料のほかにも農村環境改善センター使用料とかですね、他の収入がございますので、農業の使用料の科目としては、ここは存在をします。ですから、新たに例えば節としてですね、例えばその愛宕山公園使用料を設けるべきだということになれば科目設定という可能性はございますが、ございますが、ここに農業使用料がございますので、例えば愛宕山公園使用料を目出しとしてですね、1,000円科目設定としてすべきか、あるいは一定程度、例えば引き続き令和

6年度でもキッチンカー、ありましたし、過去年度の決算の状況を見ながら、令和4年決算ですと2,420円ぐらい程度の収入しかございませんでしたので、その辺も過去の実績も考慮しながら、当初予算についてのこの計上の仕方について検討してみたいというふうに思います。

○委員長（西村義隆君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）  
進みます。

4目土木使用料。6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 土木使用料の住宅使用料の収入未済額が336万6,400円が計上されておりますが、これの人数をお聞きします。

○委員長（西村義隆君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

まず、336万6,400円の収入未済額の人数でございますが、3月31日現在で、町営住宅で10名、あと地域活性化住宅で5名になってます。

以上です。

○委員長（西村義隆君） 6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） ここは毎年いろいろ対応はいろいろと町のほうでしてるとは思いますが、地域活性化住宅で5名の、いわゆる滞納者がいるということで、ここは保証人等々もいると思うんですが、それでも滞納になってしまうのでしょうか。対応は、そこに保証人のほうにも対応しているのかどうかお聞きします。

○委員長（西村義隆君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

地域活性化住宅のほうでございますが、この3月31日現在で、滞納額が123万3,800円ありましたが、いろいろ面談等を行いまして、現在はですね、73万3,100円まで、保証人等からもいろいろ連絡等していただいております。

以上です。

○委員長（西村義隆君） 6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 保証人のほうにも連絡を取りながらということですが、中にはもしかしたら全く払ってない方もいるのかどうかお聞きします。全員払ってるのかどうかお聞きします。

○委員長（西村義隆君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

まるっきり払ってない方っていうのはおりません。

それで、実際的にこの金額的に大きいものに関しましては、2年前の裁判の関係の方の滞納額がほとんど残っているということでございます。

以上です。（「了解です」の声あり）

○委員長（西村義隆君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

次に進みます。

5目教育使用料。（「なし」の声あり）

2項手数料1目総務手数料。（「なし」の声あり）

58ページもあります。

2目民生手数料。（「なし」の声あり）

3目衛生手数料。（「なし」の声あり）

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金。（「なし」の声あり）

2目衛生費国庫負担金。（「なし」の声あり）

2項国庫補助金1目民生費国庫補助金。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） この区分のところですね、今回、2の区分児童福祉施設補助金等について、一番下、子育て世帯云々の補助金408万5,000円という金額が出ております。私の見間違いでなければ、当初では、これは1節区分の1の社会福祉費の補助金に科目設定なっていたように思われるんですが、なぜ今回この2の児童福祉補助金のほうに入ってきたのか。何か理由があるのであれば、お答えください。

○委員長（西村義隆君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（今野 健君） 申し訳ございません。今、当初予算で2節のほうでなくて1節ではないかということですが、当初予算書のほうには計上しておりますので、補正予算で対応したかというふうには記憶しております。

ただ、すいません、ちょっといつの時点でのちょっと補正かというのは、すいません、ちょっと今確認をしないとちょっと分かりませんが、すいません、ちょっとそこを確認をさせていただければと思います。

○委員長（西村義隆君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 2号補正で408万5,000円、それから6号補正で1万1,000円補正しております。場所は、15、2、1、2ですから、決算の場所に予算を入れます。

○委員長（西村義隆君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

進みます。

2目土木費国庫補助金。（「なし」の声あり）

3目教育費国庫補助金。（「なし」の声あり）

4目特定防衛施設周辺整備調整交付金。12番白井幸吉委員。

○委員（白井幸吉君） すいません、再編関連訓練等移転交付金の歳入の内容をお聞きます。

○委員長（西村義隆君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 再編関連訓練等移転交付金1,803万1,000円の内容でございますけれども、こちら、令和3年度にオスプレイが沖縄県の普天間飛行場から、本町にあります王城寺原演習場のほうに飛来してまいりました。そちらに関する交付金ということでございます。（「了解」の声あり）

○委員長（西村義隆君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）  
進みます。

5目総務費国庫補助金。5番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 5目の補助金について、こちらにデジタル基盤改革支援補助金277万2,000円なるものがございます。これのデジタル、多分システムの標準化なるものに対しての対応ではなかったかなとお受けしてるんですが、その際の内容というものが、どのような活用かということが出てくると思います。平準化の5条の第2項の4号を使いますと、ガバメントクラウドを利用して活用することになっておるとおられます。1年間通して277万2,000円。活用はどのような活用をして図られたのか、その点をまずお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（西村義隆君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、このデジタル基盤改革支援補助金、相原委員おっしゃりますとおり、システムの標準化に関する法律に基づきまして交付された補助金であります。

それで、国で取り組んでおりますその標準化、共通化につきましては、令和7年度までに終了するというのが最終的な目標でありまして、その第1弾といたしまして令和5年度にですね、基幹業務システムの統一標準化に関する作業のうち、文字の同定作業に係る費用に対する補助金となっております。

どんな業務内容かと申しますと、文字化け、戸籍なんかでいろいろ各自治体ごとに固有の外字を使っていたりとか、文字の情報のフォントが違っていたりしますので、それをもう日本全国どこでも、どこで出しても、どこでやっても同じ形に、そういうシステムにするということを前提にこの事業を行っております。それを令和5年度の事業としてやった事業で、その全額をこの補助金で賄われているということでございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員長（西村義隆君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）  
次に進みます。

6目衛生費国庫補助金。（「なし」の声あり）

7目農林水産業費国庫補助金。（「なし」の声あり）

8目消防費国庫補助金。（「なし」の声あり）

9目防衛施設周辺整備費補助金。（「なし」の声あり）

3項委託金1目総務費委託金。（「なし」の声あり）

2目民生費委託金。（「なし」の声あり）

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金。（「なし」の声あり）

2項県補助金1目総務費県補助金。（「なし」の声あり）

2目民生費県補助金。（「なし」の声あり）

- 3目衛生費県補助金。（「なし」の声あり）
- 4目農業委員会補助金。（「なし」の声あり）
- 5目農林水産業費県補助金。（「なし」の声あり）
- 6目土木費県補助金。（「なし」の声あり）
- 7目教育費県補助金。（「なし」の声あり）
- 9目消防費県補助金。（「なし」の声あり）
- 3項委託金 1目総務費委託金。（「なし」の声あり）
- 2目土木費委託金。（「なし」の声あり）
- 3目教育費委託金。（「なし」の声あり）
- 17款財産収入 1項財産運用収入 1目財産貸付収入。（「なし」の声あり）
- 2目利子及び配当金。（「なし」の声あり）
- 2項財産売却収入 1目物品売却収入。（「なし」の声あり）
- 2目不動産売却収入。（「なし」の声あり）
- 18款寄附金 1項寄附金 1目一般寄附金。（「なし」の声あり）
- 2目指定寄附金。6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 指定寄附金の企業版ふるさと納税寄附金50万円計上されておりますが、これ、企業名とかがって教えていただいてもいいのかどうか、お聞きします。

○委員長（西村義隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税寄附金50万円でございますが、この企業版ふるさと納税は、企業が地域再生法の認定を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して寄附を行った場合に、税制上の優遇が受けられるという仕組みでございますが、本町におきましても令和5年8月に地域再生計画の認定を受け、10月より募集を開始いたしているところでございます。

寄附の件数ですが、1件で寄附金額が50万ということでございますが、これはですね、実は昨年の議会で寄附についての御報告はさせていただいておりますが、非公表ということになってございます。ただ、一部はですね、新聞報道等、当時のですね、新聞などを御覧いただきますと、恐らく委員もお分かりになるかというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西村義隆君） 6番河野 諭委員。

○委員（河野 諭君） 企業版ふるさと納税のほうは、町からお願いして頂いたものなのか、企業から、直接言わなくても来たものなのか、どちらなのかお聞きします。

○委員長（西村義隆君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） 企業からの申出によるものでございます。

○委員長（西村義隆君） よろしいですか。（「なし」の声あり）

2目、そのほかございますか。（「なし」の声あり）

それではですね、暫時休憩したいと思います。

午後 3 時 5 8 分 休憩

午後 4 時 0 4 分 再開

○委員長（西村義隆君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、決算審査を続けます。

19款繰入金 1 項特別会計繰入金 1 目介護保険特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

第 2 目後期高齢者医療特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

3 目国民健康保険事業特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

4 目介護サービス事業特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

次のページに行きます。

5 目工業団地整備事業特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

第 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金。（「なし」の声あり）

第 2 目ふるさとまちづくり基金繰入金。（「なし」の声あり）

3 目長寿社会対策基金繰入金。（「なし」の声あり）

4 目児童医療費の助成基金繰入金。（「なし」の声あり）

20款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金。（「なし」の声あり）

21款諸収入 1 項延滞金・加算金及び過料 1 目延滞金。5 番相原和洋委員。

○委員（相原和洋君） 延滞金についてお尋ねをします。

ここに89万1,806円という数字がございます。何かの科目になるのかなとちょっと思いまして、というのは、昨年の決算書を見ますと、課ごとにここが分筆されて丁寧な説明がありました。今回は、これ一本で出てるんで、どっかの課の一本なのか、それともどうなのか、その点をちょっとお尋ねしておきたいなと思います。

○委員長（西村義隆君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野尚佳君） 去年は、たしか税務の部分と建設課の部分があったかと思われます。今回は、税の分だけになります。内訳としまして、個人町民税で150件、33万3,804円、固定資産税164件で51万3,003円、軽自動車税で22件、4万4,999円、合計で336件で89万1,806円となっております。

以上です。

○委員長（西村義隆君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）  
進みます。

2 項町預金利子 1 目町預金利子。（「なし」の声あり）

3 項貸付金元利収入 1 目貸付金元利収入。（「なし」の声あり）

4 項雑入 1 目雑入。5 番相原和洋議員。

○委員（相原和洋君） 雑入の部分の備考がございます、これ、75ページ。

ここに不要鉄くず等売払収入なるものがございます。11万千何がしというもの。当初で見込んでないもんですから、これが何のどこの鉄くずを売り払った収入なのか。詳しい部分、もし差し支えなければお示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（西村義隆君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） お答えいたします。

こちらはですね、幼稚園関係のですね、解体前に整理をした際に出ました鉄くず等の売払収入ということになります。主に鉄くずですとかですね、鉄くずが主なものとなっております。

以上でございます。

○委員長（西村義隆君） よろしいですか。（「了解しました」の声あり）

ほかにございませんか。3番佐藤 忍委員。

○委員（佐藤 忍君） 私も75ページの農業伝習館のところのシャクヤク等売却代金、これ、ちょっと内訳というか、何人くらいのあれだったかお聞きします。

○委員長（西村義隆君） 愛宕山管理事務所長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

このシャクヤク等売却代金でございますが、シャクヤクのほかに梅が若干ございまして、シャクヤクのですね、売却の売上げ合計が109万4,000円、そして梅が1万1,200円、合計で110万5,200円ということございまして、シャクヤクに関しましては、ちょっと何鉢かという集計はしてございませんが、3,000円から5,000円ぐらいの鉢のものと、それから切り花ですね、切り花。この切り花もこの数、今現在どれだけの数かというところにつきましては認識してございませんが、相当数、この結果からもですね、このシャクヤクまつり期間中に売却させていただいてるところです。

○委員長（西村義隆君） 3番佐藤 忍委員。

○委員（佐藤 忍君） シャクヤクがほとんどですね。そうしますと令和3年度はやってませんので、ゼロということでした。令和4年度に至っては、45万円の予算計上して、売上げが82万5,000円だったようです。今回は、予算が55万円で100万円以上の売上げがあったということですね。これ、4年と比較して、相当3割以上増えたような形ですけども、この売上金の数字をどのように見て、今後どのような方向性を持ってらっしゃるか。

○委員長（西村義隆君） 愛宕山公園管理事務所長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

まずは令和4年度でございますが、この際はですね、コロナ禍ということもあり、自由見学というような形で約1万3,000名の方にいらっしやっただいてます。令和5年度につきましては、1万8,500、1万9,000弱というところで、この入場者数がですね、増えているというところですよ。

ただ、あくまでもですね、シャクヤクまつりは、基本的には売却を目的としているものではございません。やはりその花を見ていただくと。ただ、そのお祭りを開催してい

る中で、どうしてもやはり切り花が欲しい、あるいは根のついたまま株で欲しいといったようなお客様が非常に多いということで、そのお祭り期間中、いわゆる対応できる間はですね、職員が販売をさせていただいているということでございます。

現状はですね、やはりこれはシャクヤクの咲き具合にもよります。天候にもよります。あまりにも切り花を先行してしまいますとですね、お祭り期間中、花を楽しんでいただく、いただかなければいけないので、そういったようなところも考慮しながらしていくということになります。現状はですね、公園の花の咲き具合、状況によって対応させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（西村義隆君） 3番佐藤 忍委員。

○委員（佐藤 忍君） 100万円以上売上げがあって、来場者は1万9,000弱くらいの方々に来ていただいたということですね。

ちょっと視点を変えて質問いたしますが、そうするとこの1万9,000弱の方々が、要するに愛宕山のあじさい館の近くに来てたという認識でよろしいですか。

○委員長（西村義隆君） 愛宕山公園管理事務所長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） 委員御認識のとおりだというふうに思います。

○委員長（西村義隆君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なければ進みません。

22款町債1項町債1目臨時財政対策債。（「なし」の声あり）

2目土木債。（「なし」の声あり）

3目民生債。（「なし」の声あり）

4目農林水産業債。（「なし」の声あり）

23款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金。（「なし」の声あり）

それではですね、歳入について、款・項・目以外でほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、歳入の審査を終わります。

続いて、歳出に入ります。

78ページをお開きください。

歳出。

1款議会費1項議会費1目議会費。（「なし」の声あり）

お諮りいたします。ただいま令和5年度色麻町一般会計決算認定の審査中ですが、続きの審査は、明日午前10時からお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村義隆君） 御異議なしと認めます。それでは、令和5年度色麻町一般会計決算認定の審査は、明日午前10時からお願いいたします。

続いてお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村義隆君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 1 9 分 延会

---